

建築基準法（以下「法」という。）第 70 条第 1 項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第 73 条第 1 項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第 73 条第 3 項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成 24 年 9 月 12 日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂さつき北第 1 地区建築協定

2 申請者の氏名

伊佐 健治

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町 4 丁目 38 番地 2 から 38 番地 9 まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町 4 丁目 38 番地 1

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

6 協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 24 年 9 月 12 日付け第 13 - 001 号

8 縦覧期間

京都市の休日を守る条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)